

平成 21 年 6 月 1 日現在

研究種目：基盤研究 C
 研究期間：2007－2008
 課題番号：19530086
 研究課題名（和文） 人格主義生命倫理の実定法化の試み－生殖補助医療技術の規制を中心に
 研究課題名（英文） An Attempt to Make the Personalistic Bioethics into the Biolaw ;
 especially on the Reproductive Medicine
 研究代表者 秋葉 悦子
 富山大学・経済学部・教授
 20262488

研究成果の概要：

人格主義生命倫理が前提にしている「身体と精神の全体であり統一」である人間観は、自然科学と精神性をともに重視する日本人にとって親しみやすいものであり、最高原理である人間の尊厳原則も、平和を希求する日本人のメンタリティと合致する。自然科学的データの正確な把握に基づいて、医師の職業倫理規程の法律への格上げを図ったドイツ胚保護法やイタリア生殖補助医療法の方向が目指されるべきである。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2007 年度	700,000	210,000	910,000
2008 年度	800,000	240,000	1,040,000
年度			
年度			
年度			
総計	1,500,000	450,000	1,950,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・新領域法学

キーワード：人格主義生命倫理、人間の尊厳原則、医師職業倫理規程、生殖補助医療技術、着床前遺伝子診断、イタリア生殖補助医療法、ドイツ胚保護法

1. 研究開始当初の背景

日本では生殖補助医療技術の規制のあり方をめぐって活発な議論が見られるが、法制化の具体的な動きは滞ったままである。その原因の一つは、現在総合科学技術会議で進められているヒト胚の研究利用の規制と密接に関連することである。このため、生命倫理学者の中には、生殖補助医療技術を含む生命科学技術全般に関する包括的な法規制の必要性を訴える論者もある。

生殖補助医療技術の法規制に関する世界

の動向は、二つに大別できる。カップルの自己決定権あるいは子どもを持つ権利を重視して、カップル、医師、その他生殖補助医療に関与する者（配偶子のドナー等）の間の自由契約に委ねる米国型（私法モデル）と、主に生まれてくる子どもの権利（生命権、人格権、身体の完全性の権利、異性の両親から生まれる権利等）の保護のために国家が介入する欧州大陸型（公法モデル）である。日本では主に米国型の対応が図られているが、米国のように、代理母契約や同性愛のカップルの

間で子どもを持つ権利までは認めておらず、生まれてくる子どもの利益に配慮する意見も強い。

イタリアでは2004年に欧州大陸型の生殖補助医療法が成立したが、筆者は主にこの法律の基礎にある人格主義生命倫理学とその基本原理である「人間の尊厳」原則について、ほぼ10年にわたって研究してきた。その基本的考察を一応終えたので（その成果として、拙訳著『ヴァチカン・アカデミーの生命倫理』知泉書館、2005年；『人間の尊厳と生命倫理・生命法』成文堂、2006年、ホセ・ヨンバルト共著）、今後はイタリアの生殖補助医療法や、ドイツの胚保護法に象徴される「人格主義生命倫理学」から「人格主義生命法学」への展開と、日本の実定法への具体的な適用可能性について考察したいと考えている。

2. 研究の目的

ドイツやイタリア等、人格主義生命倫理学が優勢な国で現在見られる、倫理を法律へと格上げする「生命倫理(Bioethics)から生命法(Biolaw)へ」の動きを調査、検討し、日本の法制化への適用可能性を探る。欧州大陸諸国ではすでに多くの生命法が成立しているが、とりあえず、イタリアの生殖補助医療法成立後の議論と、ドイツで現在進行中の着床前診断技術の規制をめぐる議論の検討から始める。

戦後の国際法の最高原理である人間の尊厳原則に根差したイタリアの生殖補助医療法の成立は、それに対する反対の動きも含めて海外では大きな注目を集めているが、筆者が知る限り、日本ではほとんど検討されていない。ドイツの胚保護法については、同法成立当初(1990年)は日本でも多くの研究が見られたが、成立後の改正の動きを詳しくフォローしたものは少なく、同法の基礎にある人間の尊厳概念の理解についても混乱が見られる。

本研究は、人間の尊厳概念の本来の意義に照らしてイタリアとドイツにおける人格主義生命倫理学の議論を正確に把握し、その上で生命倫理から生命法へと格上げされる際に具体的にどのような「妥協」が図られたのか、それらを日本の制度に取り入れるとしたような工夫が必要か、またどこを参考にすることができるのか、その具体的な方策を探ることを目的とする。欧州諸国の個別の法律に関する単独の研究、また各国法の表層的な比較研究は日本でも数多く見られるが、それらに共通する倫理の次元に遡って、人格主義生命倫理を包括的に研究するものはほとんど見られない点、また、欧州大陸諸国での生命倫理から生命法への格上げの動きについての詳しい分析もほとんど見られない点で、本研究は他とは異なる特色を持つ。

3. 研究の方法

筆者は2001年以来、ヒト遺伝学および人格主義生命倫理学の世界的権威であるアンジェロ・セラ博士(ローマ聖心大学医学部名誉教授)と交流があり、人格主義生命倫理学の拠点であるヴァチカン生命アカデミーの客員研究員として、毎年年次大会へも招かれている。また、人格主義生命倫理学の研究拠点であるローマ聖心大学医学部付設生命倫理研究所の利用も許されている。したがって春期または夏期休暇中にローマを訪れ、集中的にセラ博士や生命アカデミーのメンバーとの情報交換を行い、資料を収集し、帰国後、これを翻訳・検討し、論文を作成するという、これまでの研究スタイルを今後も続けることで、これまでの研究をさらに深化発展させたいと考えている。

ヴァチカン生命アカデミー、ローマ聖心大学生命倫理研究所においても、近年、生命倫理から生命法への推移に照準を合わせた研究が増加しているが、イタリアの国家生命倫理委員会はこれらの研究成果を踏まえて、多くの立法提言を行っている。イタリアの国家生命倫理委員会の会長を務めるフランチェスコ・ダゴスティーノ博士(ローマ大学法哲学教授)は、同じ人格主義の立場から旺盛な活動を展開されており、イタリアの医師の職業倫理規程や国内法の制定に直接的な影響を及ぼしている。博士はセラ博士とも親しい間柄であるので、可能であれば博士とも意見交換の機会を持ちたいと考えている。

研究分担社である盛永審一郎教授は、ドイツ連邦議会「現代医療の法と倫理」審議会のメンバーであるヨハネス・ライター博士(マインツ大学カトリック倫理神学教授)と長年交流があり、ドイツの生命倫理と生命法の研究を早くから手がけて来られた。イタリアとドイツの法律は、かなり原則に近い形で人格主義の生命倫理を法律化しているため、両者の共通点と相違点を比較することによって、法律化の付随的な問題点や日本で参考にしうる点などが立体的に見えてくるものと予想される。

4. 研究成果

(1) イタリアの生殖補助医療法施行3年後の実態について記した報告書によると、法律の施行により、犠牲にされる胚の数は確実に減少したが、特に出生率の低下は見られないという。胚の保護と生殖補助医療の効率性は、両立しうると言える(〔図書〕③参照)。

(2) 2006年にドイツ医師会が作成した「生殖医療技術への(マスター)指針」は、着床前診断は許容し得ないが、PKD(極体診断)は許容するとしている。PKDは、受精

卵を子宮に戻す技術の精度を上げ、多胎妊娠を避けるために要請された受精卵診断技術である。精子が卵子と結合する以前は、まだ胚ではないので、胚保護法の適用を受けないから許容されるというのである（〔雑誌論文〕④参照）。

この問題の解決は、もっぱら発生学的事実に委ねられる。PKD が実施される時点で、当該受精卵がすでに新しい遺伝子の支配下にあるのであれば、胚保護法の適用があると考えられなければならない。ドイツとイタリアでは、胚の開始時について見解の相違が見られるが、科学的事実に基づいた議論が行われている点では一致しており、この点は日本でも大いに参考にすべきである。

もっとも仮に発生学上、まだ胚が形成されていないとしても、選別するメンタリティの問題性は残る。

(3) 人格主義生命倫理学の臨床実務への波及例であるイタリアの医師職業倫理規程は、医職を「患者の生命と健康の奉仕者」と位置づけ、医師＝患者関係を「治療同盟」の協力関係においてとらえる（〔学会発表〕①②参照）。イタリアの医師職業倫理規程の邦訳として、拙訳「外科および歯科医師会全国連盟（FNOMCeO）医師の職業倫理規程」〔図書〕①所収）。その基本姿勢は、東洋の徳の思想と親近性を持つ。

また、人格主義生命倫理学の最近の文献は、その基本原則である人間の尊厳原則が「身体と精神の全体であり統一」である人間観を前提にしていることを強調している（〔図書〕③参照）。これも、東洋の伝統的な人間観（心身一如）と共通である。近年、精神の働きをすべて脳神経に還元する身体一元論が出現しているが、人格主義の立場からは明確に斥けられており、わが国でも一般的な支持は得られていない（〔雑誌論文〕①参照）。可視的な自然の中に目に見えない精神性を見る日本人の感性は、唯物論的世界観を否定する人格主義と共通の基盤を有すると言える。

(4) イタリアの現状の調査と合わせて、人格主義生命倫理の日本における受容可能性を探るため、生命倫理と宗教の問題を扱った様々な学会や研究会などに参加して情報の収集に務めた。また様々な機関（聖マリアナ医科大学病院、日本診療録管理学会、日本カトリック医師会、関口グローバル研究会・宗教と生命倫理、富山県看護協会、富山県医師会、NPO 法人・生命尊重センター、港区立エコプラザ、奈良先端科学技術大学院大学、愛知学院大学宗教法制研究所、内閣府総合科学技術会議・生命倫理専門調査会、日本医事法学会、日本家庭教育学会等）から人格主義生命倫理についての講演の依頼があり、人格

主義生命倫理のわが国における具体的な受容可能性を探る実地調査の貴重な機会を得ることが出来た。

人格主義に立脚するカトリック社会教説は、すでに 19 世紀末に労働者の搾取を糾弾する公式文書の中で人間の尊厳原則を採用し、以後、他の諸宗教と連携して社会正義と世界平和の実現に貢献してきたが、同原則は、戦後、世界人権宣言にも取り入れられ、国際法上の最高原則となった。日本では、人格主義生命倫理の基本原則である人間の尊厳原則を受け入れる明確な宗教的基盤を見出すことは困難かもしれないが、平和を希求するメンタリティは、日本人が人間の尊厳原則を受容する共通の基盤となるように思われる（〔図書〕①、〔学会発表〕①、②参照）。

(5) 以上から、人格主義生命倫理学は、わが国においても受容可能であると結論できる。したがって、それを法律に格上げしたドイツの胚保護法やイタリアの生殖補助医療法は、わが国においても参考にしうる。その際、以下の点に注意すべきである。

1) 生物学的データの正確な把握。人格主義は、人間（人格）を「精神と身体の全体であり統一」と見る。身体は、物質であるから、人格主義においては、正確な自然科学（自生物学、発生学）的データに依拠することが不可欠であり、しばしば決定的な役割を果たしうる。英国で最初にヒト胚研究の道が開かれたとき、胚の生物学的な発生の時期をめぐる議論が沸騰したのは、このためであった。生殖補助医療技術やヒト胚研究規制をめぐる欧米諸国の対応の違いは、しばしば生物学的事実の認識の相違に依拠する（〔雑誌論文〕②、⑥、⑦、〔図書〕③、④）。

2) 人格主義の最高原理である人格（人間）の尊厳は、人間の精神的次元に由来する。人間は「身体と精神の全体であり統一」であって、両者は別々には存在しえない（〔図書〕③、④）。これは東洋の人間観（心身一如）と共通である。人間の身体的次元に着目する優生学は、人間の精神的次元に着目する人間の尊厳原則によって克服される。生殖補助医療技術の優生学的利用を問題視し、生まれてくる子どもの福利に配慮するのであれば、人格主義的対応を取らざるを得ない。

3) 生まれてくる子どもの福利、胚の尊厳および生きる権利を認める人格主義の対応は、しばしば人工妊娠中絶の必罰化と結びつくかのように考えられている。確かに、生まれてくる子どもの人権、あるいは受精時からの胚の尊厳を認める立場からは、人工妊娠中絶の適法性を否定することはできない。しかし、人工妊娠中絶の場合は、女性の葛藤状態という特別な事情が存在するのに対し、生殖補助医療やヒト胚研究の場合は、胚は母体外に存

在しており、母体外の胚に対する侵襲が女性の身体権やプライバシー権を直接侵害することはない。葛藤状態にあつて人工妊娠中絶に陥った女性については、期待可能性の不存在による責任阻却の余地があるように思われる（〔雑誌論文〕⑤）。

4) ドイツ、イタリア等欧州大陸諸国では、ヒポクラテスの医倫理を現代化した医師の職業倫理規程が臨床実務に多大な影響を及ぼしている。日本には欧州大陸諸国のような医師会の組織も類似の職業倫理規程も存在しないが、生殖補助医療法など医療関連の立法は、イタリアやドイツの例を参考に、医師の職業倫理規程を法律に格上げする形での立法、すなわち、医師の科学的知識と良心に根差した立法が検討されてもよいように思われる（〔雑誌論文〕③、〔学会発表〕①、②参照）。それは、ひいては医療不信の解消や、医師・患者間の少なくとも敵対的でない関係、人格主義の描く理想としては、治療という一つの目的に向けての同盟関係の樹立にも貢献する（前掲・拙訳「外科および歯科医師会全国連盟（FNOMCeO）医師の職業倫理規程」参照）。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計7件）

①秋葉悦子「カトリック人間観と脳科学の現在」カトリック社会福祉研究（長崎純心大学）9号、2009年、97-117頁、査読無。

②秋葉悦子「初期のヒト胚の尊厳と人権」カトリック医師会会誌47号、2008年、6-13頁、査読無。

③盛永審一郎「Profession としての集団—ドイツ医師会についての一報告—」富山大学医学会誌19巻1号、2008年、67-73頁、査読無。

④ Shinichiro Morinaga, The Current Debate on Human Embryo Research and Human Dignity, Journal of Philosophy and Ethics in Health Care and Medicine, Vol.3, 2008, pp.3-29, 査読有。

⑤秋葉悦子「スリランカ、インドネシア、日本の中絶規制法と中絶に反対するメンタリティ」カトリック社会福祉研究（長崎純心大学）8号、2008年、97-117頁、査読無。

⑥秋葉悦子「人格主義の生命倫理—受精時からの人の尊厳」東洋学術研究46巻1号、2007年、225-258頁、査読無。

⑦秋葉悦子「ヒト胚の尊厳」産婦人科の世界（特集「着床前遺伝子診断」）59巻7号、2007年、6-13頁、査読無。

〔学会発表〕（計2件）

①甲斐克則、塚田泰司、有賀徹、秋葉悦子ほか「終末期医療のガイドライン策定について」日本医事法学会、2008年11月16日、自治医科大学。当日の記録として、「シンポジウム・終末期医療のルール化」年報医事法学24号、2009年7月刊行予定。

②有賀徹、横田裕行、秋葉悦子ほか「医療訴訟と診療録管理—終末期における一事例から考える—」日本診療録管理学会、2008年8月22日、昭和大学医学部。当日の記録として、診療録管理20巻3号、2009年、30-47頁。

〔図書〕（計6件）

①盛永審一郎（編）「生命倫理研究資料集Ⅲ-I,Ⅱ」（富山大学大学院医学薬学研究部医療基礎学域哲学研究室、2009年）1-401頁。

②盛永審一郎（編）「続・生命倫理研究資料集Ⅱ」（富山大学大学院医学薬学研究部医療基礎学域哲学研究室、2008年）1-413頁。

③秋葉悦子（解説）「教皇ヨハネ・パウロ二世回勅・いのちの福音」（カトリック中央協議会、2008年）248-254頁。

④秋葉悦子（訳・解説）「教皇庁生命アカデミー・着床前の段階のヒト胚」（カトリック中央協議会、2008年）1-55頁。

⑤神里彩子、成澤光、秋葉悦子ほか「生殖補助医療（資料・生命倫理と法Ⅲ）」（信山社、2008年）196-208頁。

⑥飯田亘之、甲斐克則、加藤尚武、秋葉悦子ほか「終末期医療と生命倫理」（太陽出版、2008年）68-73頁。

〔産業財産権〕

○出願状況（計0件）

○取得状況（計0件）

〔その他〕

6. 研究組織

(1) 研究代表者

秋葉 悦子

富山大学・経済学部・教授
20262488

(2) 研究分担者

盛永 審一郎

富山大学・医学薬学研究部（薬学）・教授
30099767

(3) 連携研究者